

東村山市の「(仮称)自治基本条例」をみんなで考えるための手続に関する条例 逐条解説

東村山市における自治基本条例の取り組みについては、これまで、既に自治基本条例を制定している自治体の調査や「市報ひがしむらやま」への連載コラムの掲載、タウンミーティングに参加された方を対象としたアンケートなどを行ってきました。

その結果、自治基本条例の取り組み自体がよく知られていないことや、制定することに対して様々な意見のあることが分かってきました。

そこで、「はじめに条例ありき」ではなく、自治基本条例が当市にとって必要なのかも含め、市民の皆様のご意見を十分に積み重ねる手続が必要であり、その過程が東村山市の自治をみんなで考える第一歩になることと考え、このような条例を制定しました。

このような条例を制定するのは、全国初の試みとなります。

(目的)

第1条 この条例は、住みよい地域社会の実現を目指し、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務に基づき、誇りと責任を持って市政に参画し、協働するための東村山市の自治の基本となる条例（以下「自治基本条例」という。）に関し、ともに学び、ともに考え、市民一人一人の意見を積み重ねるための手続を定め、もって地方分権社会にふさわしい自治に寄与することを目的とする。

第1条では、当市の自治基本条例を「住みよい地域社会の実現を目指し、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務に基づき、誇りと責任を持って市政に参画し、協働するための東村山市の自治の基本となる条例」と定義づけるとともに、この条例を作った目的を規定しています。

(市民参画及び協働)

第2条 市長は、前条の目的を達成するためには、市民の多様な意見が重要な役割を果たすという認識のもと、市民参画及び協働のための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の市民参画及び協働に際し、市政に対する市民の理解を深めるため、市政に関する情報を公表するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じるにあたり、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 市民の自主性を尊重し、対等かつ協力の関係を築くこと。

(2) 複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。

(3) 専門性を必要とする問題については、その問題に関し知識と経験を有する者の参画が得られるようにすること。

(4) 第1項の措置によって得られた市民の意見等を公表すること（公表することが不相当と認められる場合を除く。）。

第2条では、第1条の目的を果たすために必要なものとして市民参画と協働を掲げ、留意する点等を規定しています。

第1項の「必要な措置」、第2項の「情報を公表」する方法、第3項各号の具体的な手法については、第4条で規定する自治基本条例市民参画推進審議会の審議に委ねます。

この条で出てくる「協働」とは、市民の皆様や市民活動団体、NPO、事業者などがそれぞれの立場を尊重しあい、対等な立場で相互理解をし、住みよい地域社会の実現という共通の目的に向かって力を合わせ活動するという事です。

第3項第4号に掲げる「公表」とは、この条例の目的でもある市民とともに学び、意見を積み重ねることを実現するために必要な市政に関する情報を幅広く公にすることです。

(意見公募等)

第3条 市長は、前条に規定するもののほか、自治基本条例の案(以下「条例案」という。)を策定する場合には、多様な市民の意見を反映させるため、広く意見を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民の意見が提出されたときは、当該意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

第2条では主に市民参画と協働について規定していましたが、第3条では、これら以外にも市民の皆様から広くご意見をいただき、これに対する当市の考え方を公表していくことを約束しています。

(自治基本条例市民参画推進審議会)

第4条 自治基本条例に関する意見を積み重ねるための市民参画及び協働を推進するため、東村山市自治基本条例市民参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する市民参画及び協働の方策並びに自治基本条例策定の是非について、審議する。

3 市長は、前項の審議結果の報告を受け、条例案を策定する必要があると認めるときは、同項に定めるもののほか、条例案の策定を審議会に諮問することができる。

4 審議会は、第2項及び前項の審議にあたり、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

6 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

7 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4条では、自治基本条例に関する意見を積み重ねるために、市長の諮問機関として設置する東村山市自治基本条例市民参画推進審議会(以下「審議会」という。)について規定しています。

第1項でこの審議会を設置することについて、第2項で審議会の目的について規定しています。自治基本条例をいかに市民の皆様にご理解いただくか、市民の皆様からご意見をどのように求め、どれだけ多くの方々にご意見をいただくかなどの方策を第三者的な立場から委員の皆様にご審議いただいた後、最終的に自治基本条例の策定が必要かどうかをご

審議いただきたいと考えています。

第3項では、審議会でご審議いただいた後の取扱いについて規定しています。

市長は、審議会より審議結果の報告を受け、自治基本条例の案を作成する必要があると判断した場合は、後日、同条例の策定を審議会に諮問することができるとしています。

審議会の機能をまとめると、次のように集約することができます。

- (1) 意見を求めるにあたり、多くの方から得られるような手法を研究する。
- (2) 自治基本条例の意見を積み重ね、策定が必要かどうかを審議する。
- (3) (策定が必要であると判断された場合) 市長の諮問を受け、自治基本条例の案を策定する。

審議会で策定された自治基本条例の案は、市長に答申され、当市で再度検討し、市議会の議決などを経て条例化されることとなります。手続の詳細については、市民の皆様のご意思が効果的に反映できる方法を選択できるよう検討していきたいと考えています。

第4項では、審議会での審議過程で必要があった場合、市長に対し意見を述べることを保障しているものです。

第5項から第7項までは、審議会の構成及び委員について規定しています。

どのような方を委員とするかですが、現時点では、公募による市民の方、自治基本条例を始め自治体の政策に精通した学識経験者、市民と行政の調整役を担っている方などを想定しており、性別や年齢などをできるだけ偏りのないように配慮して選びたいと考えています。

第7項では、委員の任期等を規定しています。万一委員が任期途中で辞任された場合、直ちに代替りの委員を選ぶこととなりますが、選ばれた方の任期は前の委員の残任期間としています。

第8項では、この条に規定しているもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項についての詳細（会長等の選任方法、会議の開催、関係者への意見聴取等）は、別に定める規則に規定することとしています。これに基づき制定されたのが、東村山市自治基本条例市民参画推進審議会規則です。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条では、この条例の中で必要な事項が生じた場合、別途規則で定めることを規定しています。